二十三　地方税法第七百三十三条の十三の法定外目的税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
二十四　地方税法附則第二十九条の三（同法附則第二十九条の七第六項において準用する場合を含む。）又は第二十九条の五第十一項若しくは第十二項の固定資産税又は都市計画税の還付に関する事務　納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第五十一条　第二条の表四十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　地方税法第十七条の過誤納金又は同法第十七条の四の還付加算金の還付に関する事務　納税者、特別徴収義務者又は第二次納税義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　地方税法第七十二条の六十二の個人の事業税の減免に関する事務　次に掲げる情報
イ　納税義務者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　納税義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　納税義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ニ　納税義務者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ホ　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
三　地方税法第七十三条の二第八項、第七十三条の二十七第一項（同法第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項並びに附則第十一条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第七十三条の二十七の四第四項の不動産取得税の還付に関する事務　納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
四　地方税法第七十四条の十四第二項の道府県たばこ税の還付に関する事務　申告納税者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
五　地方税法第百四十四条の三十第一項又は第百四十四条の三十一第一項、第四項若しくは第五項の軽油引取税の還付に関する事務　特別徴収義務者又は免税取扱特別徴収義務者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
六　地方税法第百六十四条第六項、第百六十五条第二項又は附則第二十九条の十三の環境性能割の還付に関する事務　納税義務者又は譲渡担保権者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
七　地方税法第百六十七条の環境性能割の減免に関する事務　次に掲げる情報
イ　納税義務者に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　納税義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ハ　納税義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ニ　納税義務者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
八　地方税法第百七十七条の十七の種別割の減免に関する事務及び平成二十八年地方税法等改正法附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百六十二条の自動車税の減免に関する事務　前号に掲げる情報
九　地方税法第二百七十四条の道府県法定外普通税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
十　地方税法第三百六十七条の固定資産税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
十一　地方税法第七百条の五十二第一項第二号又は第四号に掲げる者に対する狩猟税の課税に関する事務　納税義務者に係る道府県民税に関する情報
十二　地方税法第七百条の六十二の狩猟税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
十三　地方税法第七百十七条の水利地益税等の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
十四　地方税法第七百三十三条の十三の法定外目的税の減免に関する事務　納税義務者に係る生活保護実施関係情報
十五　平成二十八年地方税法等改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務　第七号に掲げる情報

第五十二条　第二条の表五十の項で定める事務は、地方税法第七十二条の八十八第二項の譲渡割額及び同条第三項の譲渡割の中間納付額の還付に関する事務とし、同表五十の項で定める情報は、地方消費税の還付申告書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

第五十三条　第二条の表五十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　行政書士法第六条第一項の行政書士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　行政書士法第六条の四の行政書士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
三　行政書士法第七条第一項（第三号に限る。）の行政書士の登録の抹消に関する事務　当該抹消に係る者に係る戸籍関係情報

第五十四条　第二条の表五十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　船舶職員及び小型船舶操縦者法二十三条の二第一項の小型船舶操縦士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第七条第一項の海技士免許原簿の登録事項及び海技免状の訂正の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
三　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第七十三条第一項の小型船舶操縦士免許原簿の登録事項及び小型船舶操縦免許証の訂正の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第五十五条　第二条の表五十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　公営住宅法第十六条第一項若しくは第四項又は第二十八条第二項若しくは第四項の家賃の決定に関する事務　当該決定に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報
イ　児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ロ　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
ハ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
ニ　知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ホ　戸籍関係情報
ヘ　道府県民税又は市町村民税に関する情報
ト　住民票に記載された住民票関係情報
二　公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
三　公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報